

## 公益社団法人全国老人保健施設協会役員の報酬等に関する規程案

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国老人保健施設協会（以下「本協会」という。）定款第32条の規定に基づき、役員に対する報酬の支給基準及び報酬の額を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、前号に定める役員のうち、本協会を主たる勤務場所とし、週3日以上本協会の業務に従事する役員をいう。
- (3) 役員報酬等とは、本協会が役員に対し、役員としての業務の対価（定款第32条第2項に定める費用弁償を除く。）をいう。

### (役員報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤の役員に対し、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で、別表に定める上限額（月額）の範囲内にて役員報酬を支給する。

- 2 常勤の役員に対する役員報酬の額は、理事は理事会決議により定め、監事は監事同士の協議により定める。
- 3 役員報酬を支給する役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当については、職員給与規程に定めるところによる。
- 4 常勤の役員以外の非常勤の役員には、報酬を支給しない。

### (役員賞与等)

第4条 本協会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

### (公表)

第5条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

### (準用)

第6条 役員報酬等の支払い方法等については、職員給与規程の定めるところによる。

- 2 定款第46条第2項に規定する顧問及び参与については、この規程を準用する。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は社員総会の議を経て行うものとする。

### (委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附則

この規程は、本協会の設立登記にあった日（平成23年8月1日）から施行する。

### 別表

区 分	金 額
常勤役員の報酬月額	726,000 円以内